

女性活躍推進法に基づく 第一次浦添市特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月

浦添市長
浦添市教育委員会
浦添市議会議長
浦添市選挙管理委員会
浦添市代表監査委員
浦添市消防長
浦添市長（水道事業管理者）

浦添市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

浦添市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、浦添市長、浦添市教育委員会、浦添市議会議長、浦添市選挙管理委員会委員長、浦添市代表監査委員、浦添市消防長、浦添市長（水道事業管理者）が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、浦添市特定事業主策定委員会等を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしています。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、取組内容及び実施時期

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、消防本部、水道部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり数値目標を設定し、実施期間において目標達成に向けた取組を実施します。

なお、この目標は、市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、消防本部、水道部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

この行動計画に定める取組を実施することにより、次に掲げる目標の達成を目指します。

目標 1

男性職員の育児休業取得率

平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性の割合を 13%以上にする。

(市長部局、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、
消防本部、水道部)

<取組内容>

- ① 平成 28 年度より、育児休業取得対象の男性職員から出産に関する申請時に、育児休業等に関する手引きを本人及びその所属長に配付し周知を行う。
- ② 全職員掲示板（ナレッジ）を活用し、育児休業等に関する手引きが常時閲覧できることを案内し周知を行う。

(平成 26 年度 男性職員の育児休業取得率)

	対象職員	取得人数	取得率
一般行政職	6 人	0 人	0.0%
技術職	3 人	0 人	0.0%
保育職	1 人	1 人	100%
消防職	11 人	0 人	0.0%
幼稚園教諭職	0 人	0 人	0.0%
合計	21 人	1 人	4.8%

目標2**女性消防職員の採用**

平成 32 年度までに、女性消防職員の比率目標を 4%にする（消防本部）

<取組内容>

消防職員採用試験等において、採用試験方法等の検討を行い、計画的な採用を実施し目標を達成する。

※ 平成 37 年度までに、女性消防職員の比率が 5%となるよう計画をたてる。

(平成 26 年度 消防職員の採用率)

	男性	女性	女性採用率
採用人数	3 人	0 人	0.0%

(平成 26 年度 消防本部職員数)

	男性	女性	女性の割合
職員数	94 人	2 人	2.1%